

組合費および商店街会費の取り決め

第1条(組合費と商店街会費)

大口通地区まちづくり協定に規定された区域で営業する者は、大口通商店街協同組合に加入し組合費を支払うものとする。また同区域に空き店舗・空き地・住居エントランスを所有(管理)する者は、商店街会費を支払うものとする。

第2条(組合入会金)

組合総会の取り決めに従い、組合に加入する際は、初回到組合加入手数料として¥20,000を支払うものとする。

第3条(組合費の算出)

組合総会の取り決めに従い、メートル単位の基本単価にアーケードに面した物件の幅(間口)を乗じて算出する。

【基本単価】一般賦課金(月額¥1,400/m)、共同施設管理費分担金(月額¥1,660/m)、共同施設建設負担金(月額¥500/m)、売出宣伝分担金(月額¥440/m)、総務厚生費分担金(月額¥120/m)

第4条(商店街会費の算出)

空き店舗・空き地の場合は、電灯代・アーケード・防犯カメラなどの維持管理および修繕積立金として『共同施設管理費分担金(月額¥1,660/m)』と『共同施設建設負担金(月額¥500/m)』に物件間口を乗じて算出する。集合住宅のエントランスがアーケードに面している場合は、住居1戸300円として戸数分を乗じて算出する。

第5条(組合費および商店街会費の支払い)

組合費および商店街会費は月初に請求書を発行し、毎月21日に当月分を口座引落しもしくは現金にて支払うものとする。